

緊急に提案されました新型コロナウイルス感染症への対応にかかる補正予算について、通告に従いお尋ねします。

はじめに、**児童育成クラブ**です。

児童育成クラブの感染防止対策経費として、95カ所のクラブにマスクや消毒液、体温計を購入したり、網戸を設置したりするための費用1360万円が提案されています。今回の補正予算は、国の10割助成による事業であり、国からの財源を有効に活用する立場で伺います。

第1に、新型コロナウイルス感染症の中で日々子どもにかかわっている現場の実態把握・要望聴取は、どのように行われているでしょうか。把握している内容、要望等についても、説明をお願いします。

第2に、放課後児童健全育成事業の「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」は、1カ所あたり50万円が基準額とされています。今回補正に提案されている支援は、1ヶ所約14万円程度です。この事業は、今回予算化されている内容以外にも空気清浄機やうがい薬など、感染予防の観点から必要とされるものには柔軟に適用されます。空気清浄機の設置をはじめ、事業の許す範囲で、内容や事業費額を拡充し、効果的に活用すべきではないでしょうか。

合わせて、**文部科学省**が打ち出している**コロナ下での効果的な学習保障**について伺います。

第1に、文部科学省が2次補正に打ち出している「教員の加配」、小中の最終学年である小学6年生、中学3年生を対象に少人数学級を編成することについての検討はなされたのでしょうか。理由も含めてご説明ください。

第2に、文部科学省が、「**教員加配**」の対象学年を中3、小6としていることの教育的目的とは何でしょうか。

第3に、中学3年、小学6年生を35人学級、あるいは30人学級にするために必要な教職員の増員数をそれぞれお示しくください。

第4に、学校教育の節目となる小中学校の最終学年に少人数学級を導入するチャンスとして、今回の国の補助制度を活用し、少人数学級を実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上2つの点について、教育長にお尋ねいたします。

(答弁)

児童育成クラブは、新型コロナ禍の中でも、子どもの居場所として大きな役割を果たしています。以前に比べ、指導員の処遇改善をはじめ、内容の充実に取り組んでこられてはいますが、現場の指導員全員が会計年度任用職員という非正規雇用でありながら、現場のみなさんの頑張りによってこの事業が支えられていることを考えると、指導員の更なる処遇改善や保育環境の整備拡充が必要だと思えます。よって、新型コロナ感染症の対応においても、現場の声を受けとめることはもちろん、教育委員会としての積極的なかわりによる支援をお願いしたいと思います。感染拡大防止については、1ヶ所50万円は国の予算措置があるので、空気清浄機くらいは早々に取り付け、感染防止を一步進めていただきたいと思います。

また、国が打ち出している学習保障についても、それぞれのメニューの積極的活用が求められていると思えます。現在、教育委員会としては、少人数の学級編成よりも、少人数指導の方に重きを置いているようですが、果たして、現場の声はどうでしょうか。学級編成そのものを少人数化していけば、恒常的に教職員の人数を増やさなければなりませんし、場合によっては、教室も必要となるでしょう。いずれにしてもお金のかかることではありませんが、現場に根強くある要望は、少人数の学級編成です。以前から言われてきた欧米と比べても異常に多い日本の学級人数は、新型コロナ感染症のもとで、3密回避が迫られ、ますます大きな矛盾を呈することになりました。国が2次補正に盛り込んだのは、小中学校の最終学年を少人数編成することです。40人のクラスでは、児童生徒の間隔を1メートル空けることもできず、レベル1にも対応できません。この現実を直視すべきだと思います。3密を回避し、答弁にされた「より手厚い対応」を行うためにも、今回の国の教員加配

メニューで、小6、中3の少人数数学級を実施していただきたいと思えます。必ずや、お金に換えられない将来の財産になっていくと思えますので、今後の検討をお願いしておきます。

つぎに、障がい者福祉サービス事業所への支援です。

今回の補正に、就労系障害福祉サービス等機能強化事業として、作業所等の生産活動再開に必要な設備のメンテナンス等に対する助成が提案されています。1ヶ所50万円を上限に120カ所分約6000万円の予算です。この支援が、障がい者作業の実情に合ったものとなるよう、また積極的に活用されていくよう、お尋ねいたします。

第1に、新型コロナウイルス感染症が広がり、就労系に事業所では、さまざまな理由から収入が減少し苦勞されている。作業所の抱える困難をどのように把握されていますか。相談窓口は設置されているでしょうか。

第2に、今回の補正に提案された就労系障害福祉サービス等機能強化事業の対象となる事業所は、市内にどのくらいありますか。

第3に、就労系障害福祉事業所の行う事業は幅広く、障がいのある方々のさまざまな障害種別に応じて、特色のある事業が展開されています。提案された事業が効果的に活用されるためには、柔軟な対応も必要だと考えます。事業の効果的で柔軟な運用について、考えをお聞かせください。

第4に、この助成は、事業実施後の助成となりますか、それとも先に資金として提供されるのでしょうか。

第5に、就労系障害福祉サービス事業所では、新型コロナウイルスの影響によって減っている販売先の確保に苦勞されています。販売先確保で、現在検討されている内容と、今後の拡充についてお尋ねいたします。

第6に、新型コロナウイルス感染症の中で、就労系障害福祉サービス事業所等を利用しながら、日々頑張っている障がい者の方々の置かれている状況について、市長はどのように認識しておられるでしょうか。新型コロナウイルスに向き合いながらも障害を持った方々が、生きがいを持って、日々元気に暮らしていたかどうか、今後、市としてどのように取り組んでいこうとお考えでしょうか。

1から5は健康福祉局長に、6点目は市長にお尋ねいたします。

(答弁)

就労系障がい者福祉サービス事業所については、一定の支援が行われているには違いありませんが、決して十分ではありません。福祉事業所は、利益が目的でなく福祉の現場であるため、多くの余剰資金はありません。今回の補助事業については、先に資金として提供できるような運用を検討していただきたいと思えます。また、福祉事業所であるために、一般の事業所系サービスが十分に適用とまらない面もあります。国や県が行う持続化給付金や持続化補助金などが、売上げ減少率が足りない、補助を受ける際の自己資金がないなどから、なかなか受けられないということ聞いています。一方、そこで働く障がい者の方々にとっては、作業所は、単なる仕事の場ではなく、障がいを持つ人を支える場ですから、休業補償を受けて休むということを純に喜べるものではありません。市長にも、新型コロナウイルス感染症の影響下で頑張っておられる障がい者の方々が、希望を持って活躍するために更なる雇用の場の確保や相談支援の充実に努めると答弁していただきましたので、よろしくお願いたします。

私も、障がいを持つ方々への支援はじめ、あらゆる分野で、市民に寄り添った支援が行われていくよう取り組んでいく決意を述べ、質疑を終わります。